

令和 6 年 第 3 回

市議会定例会資料

その 2

目 次

議案第 8 3 号 関係	-----	5
議案第 8 4 号 関係	-----	6
議案第 8 5 号 関係	-----	1 3
議案第 8 6 号 関係	-----	2 6
議案第 8 7 号 関係	-----	3 9

令和6年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 文書管理費						13
1	郵便料金 (文書法務課)	13	郵便料金の支払遅延により生じた延滞利息を支払うことに伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和6年9月25日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 地域活動推進費						13,892
2	小和田地区コミュニティセンター (市民自治推進課)	13,892	小和田地区コミュニティセンターの屋上防水改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。		12,500		1,392
			*決定過程 理事者調整(令和6年9月25日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費						15,317
3	体育館管理運営経費 (スポーツ推進課)	15,317	空調を整備した総合体育館の利用料金改定に伴い、公共施設予約システムの改修を行うため、委託料を増額するほか、再開後の総合体育館を活用したプロスポーツイベントの誘致等に向けた必要な備品を整備することに伴い、備品購入費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和6年9月25日)				
	(款) 衛生費(項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費						210
4	骨髓ドナー支援事業費補助金 (地域保健課)	210	骨髓移植の推進を図るためのドナー及びドナーが勤務する事業所に対する奨励金について、当初の想定を上回る申請件数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。		105		105
			*決定過程 理事者調整(令和6年9月25日)				
	(款) 教育費(項) 社会教育費 (目) 青少年対策費						5,502
5	子どもの家運営費 (青少年課)	5,502	子どもの家銀河の屋上防水改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。		4,900		602
			*決定過程 理事者調整(令和6年9月25日)				

茅ヶ崎市体育館条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市総合体育館及び茅ヶ崎市体育館の利用料金の上限額を引き上げることにより、受益者負担の適正化を図る等のため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第9項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市総合体育館及び茅ヶ崎市体育館の専用利用料金について、基本利用料金の上限額を引き上げるとともに、専用使用者が市内に住所を有する者等に該当しない場合の上限額を基本利用料金の額に2を乗じて得た額とすることとした。（別表関係）

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金)</p> <p>第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1) 体育館を使用しようとする者で専用使用者以外のもの（以下「個人使用者」という。） 個人利用料金</p> <p>(2) 専用使用者 専用利用料金</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。</p> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 専用利用料金</p> <p>(1) 施設利用料金</p> <p>ア 基本利用料金</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1) 体育館を使用しようとする者で専用使用者以外のもの（以下「個人使用者」という。） 個人利用料金</p> <p>(2) 専用使用者 専用利用料金</p> <p>2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。</p> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 専用利用料金</p> <p>(1) 施設利用料金</p> <p>ア 基本利用料金</p>

施設名		使用区分			
		午前	午後1	午後2	夜間
茅ヶ崎市総合体育館	第1体育室	午前9時から午後0時まで	午後0時から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	6分の1			2, 230円	
	3分の1			4, 460円	
	2分の1			6, 690円	
	3分の2			8, 920円	
	全面			13, 380円	
	第2体育室			3, 570円	
	柔道場			1, 810円	
	剣道場			1, 810円	
	多目的室			1, 170円	
会議室	2分の1			670円	
	全室			1, 350円	
	弓道場			1, 290円	
	オーケストラ練習室			1, 620円	
茅ヶ崎市体育館	競技場	2分の1		1, 290円	
	全面			2, 580円	
	柔剣道場			620円	
	多目的室			620円	

施設名		使用区分			
		午前	午後1	午後2	夜間
茅ヶ崎市総合体育館	第1体育室	午前9時から午後0時まで	午後0時から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	6分の1				1, 100円
	3分の1				2, 200円
	2分の1				3, 300円
	3分の2				4, 400円
	全面				6, 600円
	第2体育室				1, 670円
	柔道場				940円
	剣道場				940円
	多目的室				780円
会議室	2分の1				470円
	全室				940円
	弓道場				940円
	オーケストラ練習室				1, 250円
茅ヶ崎市体育館	競技場	2分の1			620円
	全面				1, 250円
	柔剣道場				620円
	多目的室				620円

備考 基本利用料金の額は、使用区分ごとの額とする。

イ 市外利用料金

専用使用者が次のいずれにも該当しない場合（才の規定の適用を受ける場合を除く。）の専用利用料金は、基本利用料金の額に2を乗じて得た額とする。

(ア) 市内に住所を有する者

(イ) 市内の事務所若しくは事業所に勤務している者又は市内の学校に在学している者

(ウ) 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 繰上利用料金

使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合の当該繰上げに係る専用利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。エ及びオにおいて同じ。）につき、使用の承認を受けた使用区分に係る基本利用料金の額（イ又は才の規定の適用を受ける場合にあっては、それぞれの規定により算定した額。エ及びオにおいて同じ。）の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

エ 延長利用料金

使用時間の延長の承認を受けて使用する場合の当該延長に係る専用利用料金は、1時間_____につき、使用の承認を受けた使用区分に係る基本利用料金の額_____の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

備考 基本利用料金の額は、使用区分ごとの額とする。

イ 繰上利用料金

使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合の当該繰上げに係る専用利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする_____）につき、使用の承認を受けた使用区分に係る基本利用料金の額（才の規定_____の適用を受ける場合にあっては、才の規定により算定した額_____）の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

ウ 延長利用料金

使用時間の延長の承認を受けて使用する場合の当該延長に係る専用利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分に係る基本利用料金の額（才の規定の適用を受ける場合にあっては、才の規定により算定した額）の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

才 超過利用料金

使用時間の超過の承認を受けて使用する場合の当該超過に係る専用利用料金は、1時間_____につき、使用的承認を受けた使用区分に係る基本利用料金の額_____の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

カ 営利目的等利用料金

- (ア) 専用使用者が営利を目的として使用する場合の専用利用料金は、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときにあっては基本利用料金の額に基本利用料金の額に30を乗じて得た額を加算した額とし、入場料等を徴収しないときにあっては基本利用料金の額に基本利用料金の額に3を乗じて得た額を加算した額とする。
- (イ) 専用使用者が営利を目的としないで使用する場合であって、入場料等を徴収するときの専用利用料金は、基本利用料金の額に基本利用料金の額に2を乗じて得た額を加算した額とする。

(2) 略

(3) 附属設備利用料金

施設名	単位	金額
茅ヶ崎市総合体育館	放送設備	一式 2,090円
茅ヶ崎市体育館	放送設備	一式 1,250円

二 超過利用料金

使用時間の超過の承認を受けて使用する場合の当該超過に係る専用利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用的承認を受けた使用区分に係る基本利用料金の額（才の規定の適用を受ける場合にあっては、才の規定により算定した額）の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

才 営利目的等利用料金

- (ア) 専用使用者が営利を目的として使用する場合の専用利用料金は、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときは基本利用料金の額に基本利用料金の額に30を乗じて得た額を加算した額とし、入場料等を徴収しないときは基本利用料金の額に基本利用料金の額に3を乗じて得た額を加算した額とする。
- (イ) 専用使用者が営利を目的としないで使用する場合において、入場料等を徴収するときの専用利用料金は、基本利用料金の額に基本利用料金の額に2を乗じて得た額を加算した額とする。

(2) 略

(3) 附属設備利用料金

施設名	単位	金額
茅ヶ崎市総合体育館	電光得点表示盤	1組 1,040円
茅ヶ崎市総合体育館	放送設備	一式 2,090円
茅ヶ崎市体育館	放送設備	一式 1,250円

備考 附属設備利用料金の額は、使用区分ごとの額とする。

備考 附属設備利用料金の額は、使用区分ごとの額とする。

(4) 照明設備利用料金

ア 基本利用料金

施設名		金額
茅ヶ崎市総合体育館	第1体育室	3分の1
		2分の1又は3分の2
		全面
		410円
		830円
		1,360円

備考 1 800ルクス以上の照明を使用する場合に限る。

2 基本利用料金の額は、使用区分ごとの額とする。

イ 営利目的等利用料金

(ア) 専用使用者が営利を目的として使用する場合の専用利用料金は、入場料等を徴収するときは基本利用料金の額に基本利用料金の全面の額に2を乗じて得た額を加算した額とし、入場料等を徴収しないときは基本利用料金の額に基本利用料金の全面の額を加算した額とする。

(イ) 専用使用者が営利を目的としないで使用する場合において、入場料等を徴収するときの専用利用料金は、基本利用料金の額に基本利用料金の全面の額を加算した額とする。

茅ヶ崎市体育館条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国民健康保険法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 127 条

3 条例の概要

(1) 所要の規定を整備することとした。（第 53 条関係）

(2) この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第53条 法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした者</u>は、100,000円以下の過料に処する。</p>	<p>第53条 法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした者</u>又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。</p>

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第10条の規定による改正後のもの）

（届出等）

第九条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六条第三項本文（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の二第三項（第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

5 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

6 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

7 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し十円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに、第百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前三項の規定による過料の処分について準用する。

◇放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六三号）（総務省）
放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三六号）の施行期日は、令和七年一〇月一日とし、
同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年八月一五日とすることとした。

- 1 令和六年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、三八〇万円、同項第二号の教育訓練を修了した者においては九三一万円、同項第三号の教育訓練を修了した者においては九三〇万円とすることとした。（別表第一一関係）
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十四条の三第一項及び第四項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条並びに第八十二条第一項及び第四項、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十八条及び第四十一条、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五条第二項及び第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条—第七条）

第二章 経過措置（第八条—第十一条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「第十七条の八」を「第十七条の八の四」に改める。
第十七条の八の三の次に次の二条を加える。

（自衛官等であることの確認）

第十七条の八の四 法第二十二条第六項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは同項に規定する電磁的方法により同項の防衛省令で定める事項の提供を受けた自衛官等は、当該書面又は当該事項を防衛省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第十七条の五の二第一項並びに前条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の四第一項、第十七条の四の三第一項、第十七条の四の四第一項及び第十七条の四の五第一項の確認を受けることができる。（国民健康保険法施行令の一部改正）

第二条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。
第一条から第一条の三までを削る。

第二条中「法」を「国民健康保険法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十二月二日とする。

内閣総理大臣	岸田
総務大臣	松本 剛明
財務大臣	鈴木 俊一
文部科学大臣	盛山 正仁
厚生労働大臣	武見 稔三
防衛大臣	木原 稔

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十条の規定の施行の際に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受けする場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間（当該有效期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。は、なお従前の例による。）から起算して一年間とする。は、なお従前の例による。

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書について、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間（当該期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。は、なお従前の例による。）は、なお従前の例による。

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。

（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第二十一条 地方自治法の一部を次のよう改する。

別表第一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）の項中「第十七条第一項及び第三項（同条第四項）」を「第十六条の二第二項、二第二項」を「第三条第十項において準用する同条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）」、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三条の二第二項」に、「第二十二条第三項」を「第三条の二第四項において準用する場合を含む。」及び第七項、第三条の二第二項において準用する場合を含む。及び第十条第二項において準用する場合を含む。」及び第七項、「の規定」を「第二十二条の二第四項において準用する第三条第四項

第十七条の二 第六条の六 第二項及び第 二項		から第三号まで
「に		から第六号まで
「及び		「及び
並びにその		及び第三号に
並び第三号に		「第三号及び
及び第三号から第六号まで		及び第三号から第六号まで

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際現に公的個人認証法第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていない個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。次項及び第二項において同じ。）又は公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項については、なお以前の例による。

前項の規定の適用を受ける個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けている署名利用者（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者）をいう。次項において同じ。」についての第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の公的個人認証法第一条第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる場合には該当するときは、同条第一号に規定する記載の修正（以下この項及び第四項において「住民票の記載の修正」という。）はなかつたものとみなす。

三 附則第十条第一項から第四項まで(これら)の規定を附則第十一条において準用する場合を含む。又は附則第十二条第一項から第四項までの規定による届出によつて戸籍の記載がされ、住民

3 票の記載の修正があつた場合
前項の規定は、第四号に施行日以後に発行される個人番号カード用署名用電子証明書で新住民基本
登録簿へ登録する旨を記載してあるところを受ける旨に用意つゝて、

4
台帳法第七条第一号の二に掲げる事項が記録されていなしものに手形をもつて登名未用書に二つて
準用する
前項において準用する第二項の規定により住民票の記載の修正がなかつたものとみなされる場合

においては、公的個人認証法第十三条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等及び公的個人認証法第十六条の十一に規定する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等は、ない

ものとする。
(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

して一年以内に限り、当該算入者の戸籍に記載されていなければ、其の掛り假名の戸籍を立てることができる。

第三条第二項及び第
二十二条第二項

から第三号まで

第二号、第三号

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)
第十三条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 第十九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条第一項の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード(以下このカード及び次号において「個人番号カード」という)の交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第四項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同条第三項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第五項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第七項の規定に基づく個人番号カードの返納の受付

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり、市町村長(特別区の区長を含む。以下この号において同じ。)が電子情報処理組織(当該市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置(同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。)を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務に必要な措置を含む。)を加える。

第三条第一項第二号中「必要な施設及び設備」の下に「前条第九号に掲げる事務にあっては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な施設及び設備を含む。」を加え、同項第三号中「必要な措置を含む。」を加える。

第十四条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第三条第一項」の下に「及び第三条の二第一項」を加え、「同項」を「同法第三条第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第一項」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第三条第四項及び同法第三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第三条第四項及び同法第三条の二第二項において準用する場合を含む。」に改め、「第三条第三項(同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第四項(同法第三条の二第二項において準用する場合を含む。)」の下に「及び同法第九条第三項において準用する同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項」を「並びに同法第九条第三項において準用する同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項」を加え、「同項」を「並びに」に、「同条第七号中「第二十二条第一項」の下に「及び第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第二十二条第二項において準用する同法第二十二条第三項(同法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「及び」を「並びに」に「同条第四項」を同法第二十二条第四項及び同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第四項(同法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。)に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に「同条第十項」に改め、「同条第六号中「特別区の区長を含む。以下この号において同じ。」を削り、「本人確認の措置(同条第三項)」を加え、「同条第八号中「当該申請」を「同法第十六条の二第四項の規定に基づく送付又は同条第五項の規定に基づく送付(同条第三項の申出に係る市町村長(特別区の区長を含む。同号において同じ。)に対するものに限る。)」に、「第十七条第四項」を「第十七条第七項」に「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に「同条第七項」を「同条第十項」に改め、「同条第九号中「特別区の区長を含む。以下この号において同じ。」を削り、「本人確認の措置(同条第三項)」を加え、「同条第一項において同じ。」を「同項第一号に掲げる措置(以下この号及び次条第一項において同じ。)」に、「当該申請」を「同法第十六条の二第四項の規定に基づく送付又は同条第五項の規定に基づく送付(同条第三項の申出に係る市町村長(特別区の区長を含む。同号において同じ。)に対するものに限る。)」に、「第十七条第四項」を「第十七条第七項」に「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に「同条第七項」を「同条第十項」に改め、「同条第九号中「特別区の区長を含む。以下この号において同じ。」を削り、「本人確認の措置(同条第三項)」を加え、「同条第一項において同じ。」を「同項第一号に掲げる措置(以下この号及び次条第一項において同じ。)」に、「当該本人確認の措置」を「当該第二号措置」に改める。

第三条第一項第二号及び第三号中「本人確認の措置」を「第二号措置」に改める。

(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正)
第十五条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録」に改め、同条第一項中「この項の規定による同意の取得及び情報の提供」を「国税庁長官、厚生労働大臣その他のこの項の規定による事務」に、「係るもの」を「係るもの(以下「利用口座情報」という。)」に改め、同項第二号中「第九条」を「次条第三項及び第九条」に改め、同条第二項中「情報」を「利用口座情報」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例)

第五条の二 前条第一項に規定する行政機関の長等(厚生労働大臣その他のこの項の規定による事務を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるものに限る。)は、同条第一項の規定によるもののほか、利用口座情報を保有している場合において、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項及び当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することについて同意するかどうかを回答するよう求める旨を記載した書面を次項に規定する方法により送付した上で、当該預貯金者から同意を得たとき(第二号の規定により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。)は、当該預貯金者に係る利用口座情報

報を内閣総理大臣に提供することができる。

一 当該同意をした場合において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは、公的給付支給等口座登録簿に第三条第三項各号に掲げる事項が記録されること。

二 当該書面が到達した日から起算して三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

三 前条第一項第二号に掲げる事項

2 前項の規定による預貯金者への送付は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による利用口座情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報は変更されない旨を通知するものとする。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その旨及び第五条の二第一項の規定により利用口座情報の提供を受けた旨」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 国庫は、予算の範囲内で、第一項の規定による事務の執行に要する費用を負担する。

(日本年金機構への事務の委託)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五条の三 厚生労働大臣は、第五条第一項及び前条第一項の規定による事務(日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る。)を日本年金機構に行わせるものとす

る。

第一項中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 第九条（第六項を除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第一項及び第五項中「市町村」とあるのは「組合」と、同条第一項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同項及び同条第四項中「世帯主」とあるのは「組合員は」と「当該世帯主が住所を有する市町村」とあるのは「組合」と、「当該市町村」とあるのは「当該組合」と、「世帯主に」とあるのは「組合員に」と読み替えるものとする。

第三十六条第一項ただし書、第五十二条第一項ただし書、第五十二条の二第一項ただし書、第五十三条第一項ただし書、第五十四条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十四条の二第一項ただし書中「係る被保険者資格証明書の交付」を「について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用」に改める。

第五十四条の三第一項を次のように改める。

第三十六条第一項ただし書 第五十二条第一項ただし書 第五十二条の二第一項ただし書 第五十三条第一項ただし書、第五十四条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十四条の二第一項ただし書中「係る被保険者資格証明書の交付」を「ついて第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用」に改める。

市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子弹爆弾爆破者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百一十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けたことができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項及び第六十三条の二第一項及び第二項において保険料納付の勧奨等）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合は、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第四項及び第五項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。）の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」）

を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

市町村又は組合が保険料納付の奨励等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合には、その世帯に属する被保険者が保険・医療機関等から療養を受けたとき、又は

指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用

3 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令は前定める特別の事情があると認められたときは、この限りでない。

市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、市町村の負担金を定めることにより、保険料滞納世帯主等に對し、その世帯に属する皮膚病患等に對し、その世帯に属する皮膚病患等に對し、

○周生医療機関等から医療を受けたとき、保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

4 市町村及び組合は、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の行政命令

で定める特別の事情があると認められる場合又はその世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する世帯主又は組合員の世帯に属する被保険者（当該保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者が原爆一般疾病

病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合にあつては、当該被保険者に限る。以下にこの項及び二回目預金において同じく、保険・医療機関等から、被保険者に受けたとき、又は指定訪問看護事業者へ預けたとき、保険・医療機関等から、被保険者に受けたとき、又は指定訪問看護事業者へ預けたとき、

5 者から指定訪問看護を受けたときは、当該世帯主若しくは組合員の住居に属する被保険者に支拂い療養の給付を行い、又は当該世帯主若しくは組合員に対し、入院時食事療養費等を支給する。
市町村及び組合は、前項の規定により療養の給付を行い、又は入院時食事療養費等を支給する。
二ときは、らうはんり、事より勧告旨でござらることによつて、同員に見合する場合に該当する住居

主又は組合員に対し、その世帯に属する被保険者が保険・医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行ふ旨を通知するものとす。

第六十三条の二第一項中「間に」の下に「当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてする。

第六十六条の二第一項中「第三項及び第四項」を「第一項、第四項、第七項及び第八項」に改め、第六十六条の二第一項中「第三項及び第四項」を「第一項、第四項、第七項及び第八項」に改める。

同条第二項中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改める。
第七十六条の三第二項中「国民年金法」の下に「昭和三十四年法律第百四十一号」を加える。

第九十一条第一項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「第九条第一項及び第四項規定による求めに付する」に改める。
第九十一条第一項中「第三百一十七条第一項第一号に付する」を「第三百一十七条第一項に付する」に改める。

若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）昭和三十七年法律第百五十二号の一部を次のように改正する。

第四章第二節第一款中第五十五条の次に次の二条を加える。
(組合員の資格の確認に必要な書面の交付等)

第五十五条の一 組合員又はその被扶養者が第五十七条第一項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該組合員は、主務省令で定めるところにより、組合に対し、

当該状況にある組合員若しくはその扶養者の資格に係る情報として主務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信用の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）によ

第十三条に次の二項を加える。

前項第二号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。

氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める。

第二十九条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四号中「本人と」を「本人とが」に、「本人の氏名」を「本人の」に、「戸籍」を「及び戸籍」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名

第五十七条第二項中「をつけ」を「及び氏名の振り仮名を付け」に、「且つ」を「かつ」に改め、「並びに氏名」の下に「氏名の振り仮名」を加える。

第一百七条第一項中「配偶者は」の下に「氏及び氏の振り仮名」に改め、同条第二項中「その旨」の下に「及び変更しようとする氏の振り仮名」を加える。

第一百七条の二中「者は」の下に「名及び名の振り仮名を変更することについて」を加え、「その旨」を「その許可を得た名及び名の振り仮名」に改める。

第四章第十五節の次に次の二節を加える。

第十五節の二 氏名の振り仮名の変更

第一百七条の三 やむを得ない事由によつて氏の振り仮名を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百七条の四 正当な事由によつて名の振り仮名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百十条第二項中「第十三条第一項」に「の外」を「のほか」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律（一部改正）

第一百十条第二項中「第十三条第一項」に「の外」を「のほか」に改める。

第八条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第二十二条第三項第二号中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同条第五項中「及び次項」を「から第七項まで」に、「次項」を「次項及び第七項」に改め、「ことをいう」の下

に「次項において同じ」を加え、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同

条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第

十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「第六項」を「第七項」

に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第九項」を「第十

項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 本人が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該本人は、防衛省令で定め

るところにより、国に対し、当該状況にある本人に係る保険医療機関等若しくは指定訪問看護事

業者による本人であることの確認のため必要な事項として防衛省令で定める事項を記載した書

面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法であつて防衛省令で定めるものをいう。以下の項において同じ）による提供を

求めることができる。この場合において、国は、防衛省令で定めるところにより、速やかに、当

該書面の交付の求めを行つた本人に對しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法によ

る提供の求めを行つた本人に對しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

第三十四条中「第二十二条第十二項」を「第二十二条第十三項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条の二」に改める。

第四章第二節第一款中第五十三条の次に次の二項を加える。

（組合員の資格の確認に必要な書面の交付等）

第五十三条の二 組合員又はその被扶養者が第五十五条第一項に規定する電子資格確認を受けることができる状況にあるときは、当該組合員は、財務省令で定めるところにより、組合に対し、

当該状況にある組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として財務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該組合は、財務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた組合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該

電磁的方法による提供の求めを行つた組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の財務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を財務省令で定める方法により表示したものを持続することにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の第三項（第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項又は第五十六条の二第一項（第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（国民健康保険法の一部改正）

第十条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第九条第三項 第七項及び第十項」を削り「第十一条第二項」の下に「第十五

条の三第一項、第二項及び第四項」を加える。

2 第九条第二項から第四項までを次の二項に改める。

3 第十四条第三項中「第九条第三項 第七項及び第十項」を削り「第十一条第二項」の下に「第十五

条の三第一項、第二項及び第四項」を加える。

4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格

確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該世帯主が被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に對しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に對しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定め

る事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労

働省令で定める方法により表示したものを持続することにより、第五十六条第三項本文（第五十

二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の二第三項（第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労

働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に對し、当該事実を記載した書

面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場

合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に對しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世

帯主に對しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

第九条第五項から第八項までを削り、同条第十四項中「第九項」を「前項」に改め、同項を同条第

五項とし、同条第十項から第十三項までを削り、同条第十五項中「並びに被保険者証及び被保険者資格証明書」を「及び被保

険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第七項とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十八条

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

3 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ)又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をることができる。

4 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード(前項の申出をした者に係るものを除く。以下この項において同じ。)を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

5 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

第十七条第一項中「前条第一項の申請により、」を「前条第四項又は第五項の規定による送付又はその作成についての通知を受けた」に改め、「個人番号カードを」の下に「直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して」を加え、「当該市町村長」を「当該交付を行う市町村長(次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)」に「措置として政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

「一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号)を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること(これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。)

第十七条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「速やかに」の下に「直接に又は領事官を経由して」を加え、「前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」を「前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に、「第七項並びに第十八条の二第三項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前条第一項の申請(同条第三項の申出をした者に係るもの)を除くが、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとることができ。前条第三項の申出をした者(交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る)に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。

3 前条第三項の申出をした者(交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る)に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。

4 前条の規定により交付市町村長に代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

第十八条の二第一項中「第十六条の二第二項」の下に「、第四項及び第五項」を加え、同条第三項中「住所地市町村長又は第十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定するものとして外務省令で定める事項」を「交付市町村長(第十七条第二項又は第三項の規定により交付市町村長以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることとする者に係る戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該戸籍の附票に記載されている個人番号(その者に係る戸籍の附票が消除されている場合には、当該戸籍の附票に記載されていた個人番号)を確認すること。

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の改正に伴い、患者の希望による先発医薬品の処方等について特別の費用を徴収することとするため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項

3 条例の概要

- (1) 患者が先発医薬品の処方等を希望した場合は、先発医薬品の薬価から後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の例により算定した点数に 10 円を乗じて得た額を徴収することとした。（別表第 2 関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																		
(使用料及び手数料)	(使用料及び手数料)																		
第6条 病院を利用する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。	第6条 病院を利用する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。																		
2 使用料は、別表第2の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とし、手数料は、別表第3の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とする。	2 使用料は、別表第2の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とし、手数料は、別表第3の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とする。																		
3 前項の使用料（駐車場の提供に係る使用料を除く。）及び手数料のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるものについては、当該算定した額をもって使用料又は手数料の額とし、同法第4条第1項の規定により消費税を課されることとなるものについては、当該算定した額に、同法第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって使用料又は手数料の額とする。	3 前項の使用料（駐車場の提供に係る使用料を除く。）及び手数料のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるものについては、当該算定した額をもって使用料又は手数料の額とし、同法第4条第1項の規定により消費税を課されることとなるものについては、当該算定した額に、同法第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって使用料又は手数料の額とする。																		
4 略	4 略																		
別表第2（第6条関係）	別表第2（第6条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他</td><td>保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）</td></tr> <tr> <td>定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第7号に規定する入院及び看護をいう。）</td><td>第8号に規定する通算対象入院料の点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に100分の15を乗じて得た額を基準として病院事業管理者が定める額</td></tr> <tr> <td>先発医薬品（後発医薬品（厚生労働大臣の定める</td><td>先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬</td></tr> </tbody> </table>	種別	金額	略	略	入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）	定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第7号に規定する入院及び看護をいう。）	第8号に規定する通算対象入院料の点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に100分の15を乗じて得た額を基準として病院事業管理者が定める額	先発医薬品（後発医薬品（厚生労働大臣の定める	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他</td><td>保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）</td></tr> <tr> <td>定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第7号に規定するもの</td><td>第8号に規定する通算対象入院料の点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に100分の15を乗じて得た額を基準として病院事業管理者が定める額</td></tr> </tbody> </table>	種別	金額	略	略	入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）	定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第7号に規定するもの	第8号に規定する通算対象入院料の点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に100分の15を乗じて得た額を基準として病院事業管理者が定める額
種別	金額																		
略	略																		
入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）																		
定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第7号に規定する入院及び看護をいう。）	第8号に規定する通算対象入院料の点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に100分の15を乗じて得た額を基準として病院事業管理者が定める額																		
先発医薬品（後発医薬品（厚生労働大臣の定める	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬																		
種別	金額																		
略	略																		
入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）																		
定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第7号に規定するもの	第8号に規定する通算対象入院料の点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に100分の15を乗じて得た額を基準として病院事業管理者が定める額																		

<p>評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第15号に規定する後発医薬品をいう。以下この項において同じ。)のある新医薬品等(同号に規定する新医薬品等であって別に厚生労働大臣が定めるものをいう。)をいう。以下この項において同じ。)の処方等(同号に規定する処方等をいう。)</p>	<p>品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額</p>		
略	略	略	略

備考 略

備考 略

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例参考条文

○地方自治法

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収については、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○健康保険法

(保険外併用療養費)

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二 当該食事療養につき第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

3 厚生労働大臣は、前項第一号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

4 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

5 第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第五項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(家族療養費)

第百十条 被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

- 2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。
- 一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額
- イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であって七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十
- ロ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の八十
- ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十
- ニ 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十
- 二 当該食事療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額
- 三 当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額
- 3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあっては第七十六条第二項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあっては第八十六条第二項第一号の費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条第二項の費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条第二項の費用の額の算定の例による。
- 4 被扶養者が第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けたときは、保険者は、その被扶養者が当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し家族療養費の支給があったものとみなす。
- 6 被扶養者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合において、保険者がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、被保険者に対し家族療養費の支給があったものとみなす。
- 7 第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項、第八十五条第八項、第八十七条及び第九十八条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。
- 8 第七十五条の規定は、第四項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

○保険医療機関及び保険医療養担当規則

（一部負担金等の受領）

第五条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であった者については法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に規定する食事療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、法第八十五条の二に規定する生活療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）又は法第八十六条の規定による療養（法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事

療養」という。) 及び同項第二号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。)を除く。)についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(食事療養を行った場合においては食事療養標準負担額を加えた額とし、生活療養を行った場合においては生活療養標準負担額を加えた額とする。)の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養(以下「評価療養」という。)、同項第四号に規定する患者申出療養(以下「患者申出療養」という。)又は同項第五号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院(一般病床の数が二百未満であるものを除く。)、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等(同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。)であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。
- 二 選定療養(厚生労働大臣の定めるものに限る。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること(厚生労働大臣の定める場合を除く。)。

○保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

(患者負担金の受領)

第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の規定による療養についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百十条の規定による家族療養費として支給される額(同条第二項第一号に規定する額に限る。)に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険薬局は、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養(以下「評価療養」という。)、同項第四号に規定する患者申出療養(以下「患者申出療養」という。)又は同項第五号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

○

○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準

(一部負担金の受領等)

第五条 保険医療機関は、法第六十七条の規定による一部負担金及び法第七十四条第二項の規定による

食事療養標準負担額（同項の規定により算定した費用の額が食事療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）及び法第七十五条第二項に規定する生活療養標準負担額（同項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）の支払を受けるものとする。

- 2 保険医療機関は、法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十四条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十五条第二項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に關しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。
- 3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。
 - 二 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求める（厚生労働大臣の定める場合を除く。）。
- 4 保険医療機関は、厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に關して前三項の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその受領方法に關して説明を行わなければならない。

（一部負担金の受領等）

第二十六条の四 保険薬局は、法第六十七条の規定による一部負担金の支払を受けるものとする。

- 2 保険薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第七十六条第二項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に關しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第122号）第5条の規定による改正後のもの）

第一の一の二 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に掲げるもの

第一の一の三 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める額

第一の一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第十五号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に

四分の一を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に十円を乗じて得た額

第三 療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 略

十三

十四 後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に関する基準

(一) 当該処方等又は調剤は、次に掲げる要件を満たす場合に行われるものに限られるものとする

- 。 イ 患者が後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤を希望していること。
 - ロ 当該後発医薬品のある先発医薬品を処方等又は調剤することに医療上必要があると認められる場合に該当しないこと。
 - ハ 当該保険医療機関又は保険薬局において後発医薬品を提供することが困難な場合に該当しないこと。
 - ニ 後発医薬品のある先発医薬品の薬価が当該後発医薬品の薬価を超えること。
- (二) 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の規定により受け取る金額は、第一の一の三に規定する額とする。
- (三) 後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関及び当該保険薬局内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。
- (四) 原則として、当該後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に係る費用徴収その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。

○厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第122号）第2条の規定による改正後のもの）

第二条 健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特別の療養環境の提供
- 二 予約に基づく診察
- 三 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
- 四 病床数が二百以上の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）
- 五 病床数が二百以上の病院について受けた再診（当該病院が他の病院（病床数が二百未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）
- 六 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの
- 七 別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）
- 八 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給
- 九 金属床による総義歯の提供
- 十 う^{しょく}に罹患している患者（う^{しょく}多発傾向を有しないものに限る。）であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理
- 十一 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦

点眼内レンズの支給

十二 主として患者が操作等を行うプログラム医療機器であって、保険適用期間の終了後において患者の希望に基づき使用することが適當と認められるものの使用

十三 ^{びつ}間歇スキャン式持続血糖測定器の使用（診療報酬の算定方法に掲げる療養としての使用を除く。）

十四 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解

十五 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第七条の二に規定する後発医薬品のある薬担規則第七条の二に規定する新医薬品等（昭和四十二年九月三十日以前の薬事法の規定による製造の承認（以下この号において「旧承認」という。）に係る医薬品であって、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものとして、医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。）であって別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）

○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等

八 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法

イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合（当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になった後に入院した場合を除く。）にあっては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料（医科点数表又は歯科点数表に規定する一般病棟入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、特定入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を含み、医科点数表に規定する一般病棟入院基本料の注11の規定により算定する場合（歯科点数表第1章第2部第1節通則1の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。）を除く。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。）を算定していた期間を通算する。

ロ イの場合以外の場合にあっては、現に入院している病院又は診療所において通算対象入院料を算定していた期間を通算する。

二〇二三 (略)

十四 後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に関する基準

(一) 当該処方等又は調剤は、次に掲げる要件を満たす場合に行われるものに限られるものとする。

イ 患者が後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤を希望していること。

ロ 当該後発医薬品のある先発医薬品を処方等又は調剤することに医療上必要があると認められる場合に該当しないこと。

ハ 当該保険医療機関又は保険薬局において後発医薬品を提供することが困難な場合に該当しないこと。

二 後発医薬品のある先発医薬品の薬価が当該後発医薬品の薬価を超えること。

(二) 療担規則第五条第二項、療担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十

六条の四第二項の規定により受け取る金額は、第一の一の三に規定する額とする。

(三) 後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に係る費用徴収その他の必要な事項を当該保険医療機関及び当該保険薬局内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

(四) 原則として、当該後発医薬品のある先発医薬品の処方等又は調剤に係る費用徴収その他の必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。

附 則

この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、第二条、第三条及び第五条の規定は、令和六年十月一日から適用する。

二〇二三 (略)
(新設)

- (二) 当該精子の凍結又は融解に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。
- (三) 原則として、当該精子の凍結又は融解に係る費用徴収その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。
- 第十二 療担基準第二十条第四号ハの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合
- 一・四 (略)
- 五 血友病の患者に使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 六・十三 (略)
- 第五条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正する。
- | 改 | 正 | 後 | (傍線部分は改正部分) |
|---|---|------|-------------|
| 第一の二 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第一項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養 | 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第4百九十五号）第二条第十五号に掲げるもの | (新設) | |
| 第一の三 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第一項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める額 | 第一の二に規定する療養に係る厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第十五号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に四分の一を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に十円を乗じて得た額 | | |
| 第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養 | 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第4百九十五号）第二条第十四号及び第五号に掲げるもの | | |
| 第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める基準 | 第一の二 療担規則第五条第三項第一号及び療担基準第五条第三項第一号の厚生労働大臣の定める選定療養 | | |
| 第一の二 療担規則第五条第三項第一号及び療担基準第五条第三項第一号の厚生労働大臣の定める厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第4百九十五号）第二条第十四号及び第五号に掲げるもの | 第一の二 療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関する支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準 | | |
| 一 通則 | 一 通則 | | |
| 一・二 (略) | | | |
| (三) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、第十四号に規定する療養を除き、地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行う保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等に対しても行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。 | (三) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行いう保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等に対しても行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。 | | |

- 第十二 療担基準第二十条第四号ハの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合
- 一・四 (略)
- 五 血友病の患者に使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- 六・十三 (略)
- 第五条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正する。
- | 改 | 正 | 前 | (傍線部分は改正部分) |
|---|---|---|-------------|
| 第一の二 療担規則第五条第三項第一号及び療担基準第五条第三項第一号の厚生労働大臣の定める選定療養 | 第一の二 療担規則第五条第三項第一号及び療担基準第五条第三項第一号の厚生労働大臣の定める厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第4百九十五号）第二条第十四号及び第五号に掲げるもの | | |
| 第一の二 療担規則第五条第三項第一号及び療担基準第五条第三項第一号の厚生労働大臣の定める基準 | 第一の二 療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関する支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準 | | |
| 一 通則 | 一 通則 | | |
| 一・二 (略) | | | |
| (三) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、第十四号に規定する療養を除き、地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行う保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等に対しても行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。 | (三) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行いう保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等に対しても行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。 | | |

十三 間歇スキヤン式持続血糖測定器の使用（診療報酬の算定方法に掲げる療養としての使用を除く。）

十四 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解

第一条 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を次の表のよう改定する。

(新設)

(傍線部分は改正部分)

第二条 健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四 (略)

十五 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬相規則」という。）第七条の二に規定する後発医薬品のある薬相規則第七条の二に規定する新医薬品等（昭和四十二年九月三十日以前の薬事法の規定による製造の承認（以下この号において「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものとして、医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）

第二条 健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四 (略)
(新設)

第三条 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）の一部を次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

別表第一

(略)

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第十五号に規定する後発医薬品（下欄において單に「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（下欄において單に「先発医薬品」という。）の処方等又は調剤に係る療養

数を加えた点数

改 正 前

別表第二

(略)

(新設)

上欄の療養に係る所定点数から当該療養に係る診療報酬の算定方法別表第一区分番号F200に掲げる薬剤その他の診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数を控除した点数に、当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に四分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて当該各区分の例により算定した点

○厚生労働省告示第百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び第五号並びに第八十六条第二項第一号、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第三号及び第五号並びに第七十六条第二項第一号、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条第二項及び第五条の四第一項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第四条第二項及び第四条の三第一項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条第二項、第五条の四第一項、第二十六条の四第二項及び第二十六条の六第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

令和六年三月二十七日

第一条 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示

第一条 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次の表のよう改正する。

	改	正	後
--	---	---	---

（傍縁部分は改正部分）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確

保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。

一、四（略）

五 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定に

よる承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内（当該医療機器又は体外診断用医薬品を活用する技術の評価に当たつて、当該技術と類似する他の技術の評価、当該技術を用いた医療の提供の方法その他の当該技術に関連する事項と一体的な検討が必要と認められる技術（以下「評価に当たつて他の事項と一体的な検討をする技術」という。）を活用した医療機器又は体外診断用医薬品の使用又は支給にあつては、保険適用を希望した日から起算して二年以内）に行われるものに限り、第八号に掲げる

五 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定に

よる承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内に行われるものに限る。）

五の二 医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内（評価に当たつて他の事項と一体的な検討をする技術を活用した再生医療等製品の使用又は支給にあつては、保険適用を希望した日から起算して二年以内）に行われるものに限る。）

「議案第87号和解について」の経過報告

事故発生日時 令和5年10月2日 午後5時58分頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市新栄町7番7号地先
 事故当事者 相手方 市外在住の男性
 当方 茅ヶ崎市

経過

令和5年10月2日 事故発生
 令和5年10月2日 道路管理課より資産経営課へ事故発生の連絡をする。
 令和5年10月2日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会へシステムにて登録後、電話で報告する。

和解内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額 (算出内訳)	0円	1,373,568円 (物件損害) 120,055円 (人身損害) 1,253,513円
過失割合	100%	0%
賠償額 (算出内訳)	1,373,568円 (相手方の損害額) 1,373,568円×100% = 1,373,568円	